

旭川方面留萌警察署告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年4月7日

北海道旭川方面留萌警察署長 馬 場 孝 司

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 警備艇「るもい」船体部一般整備 一式
- (2) 契約の目的の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から45日間
- (4) 履行場所 契約担当者が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 総トン数21トンの船舶を上架できる設備を有していること。
- (5) 過去5年間（令和2年度以降）に、元請として1の(1)に掲げる契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(5)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年4月7日から24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の
毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙「制限付一般競争入札参加資格審査申請書」に必要な資料を
添付して提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
北海道旭川方面留萌警察署会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道旭川方面留萌警察署 2階会議室（送付による場合は、4の(1)のウに同じ。）

- (2) 入札日時 令和7年5月2日 午前11時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否 認める。

10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格 設定していない。

(3) 最低制限価格 設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道旭川方面留萌警察署会計課

イ 所 在 地 留萌市高砂町3丁目5番1号

ウ 電話番号 0164-42-0110 内線230

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

【入札告示別記説明】

「２ 入札に参加する者に必要な資格」の説明

２の(5)

「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、総トン数20トン以上の船舶の建造又は修理です。